

【資料】公共サービス基本条例の要求書モデル(対首長、対議会用)

年 月 日

〇〇県 知事 様
〇〇県議会 議長 様

〇〇県公務公共サービス労働組合協議会
議長
△△△△労働組合〇〇県本部
委員長

「公共サービス基本条例」制定についての要請

医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっています。その解決は、政府及び各地方自治体の重要な課題であり、それにこたえるため、2009年5月、公共サービス基本法が制定されました。

公共サービスは、地方自治体及びNPOなど幅広い担い手によって提供されています。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と、豊かな地域社会の発展につながります。

つきましては、様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする市民に質の高いサービスが提供されるよう、下記事項を原則とし、別紙「公共サービス基本条例（骨子案）」に基づき、〇〇県公共サービス基本条例の制定を要請いたします。

記

1. 公共サービスは、必要とする市民に過不足なく提供されること。
2. 公共サービスの質と量は、市民の参加により決定されること。
3. 公共サービスの実施主体は、それぞれの自律性と個性を大事にしながらも、連携・協力することで相乗効果をめざすこと。
4. 公共サービスの実施に携わる者は、公共の規律を順守すること。
5. 公共サービスの実施においては透明性が確保され、情報を公開すること。
6. 公共サービスの実施に従事する者の労働環境は、適正なものに保持されること。

別紙

公共サービス基本条例（骨子案）

1. 条例の目的

地域社会における医療、福祉、教育、まちづくりなどのすべての公共サービスを対象とし、公共サービスの基盤を整備し、公共サービスの質の向上を目指すことによって、もって豊かな地域社会の実現を図る。

2. 公共サービスの定義

この条例において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

- (1) 国（独立行政法人を含む）又は地方自治体（地方独立行政法人を含む）の事務又は事業であって、特定の市民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供
- (2) 国又は地方自治体以外の者（非営利組織を含む）が行う公益性の高い目的を持つ事業であって、特定の国民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供。なお、国又は地方自治体以外の者とは、国又は地方自治体から請負、委託を受け、又は補助金等を受ける者をいう
- (3) 国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為

3. 市民の権利

市民は公共サービスの実施に関し、次の権利を有する。

- (1) 必要とされる公共サービスの保障
- (2) 健全な環境で生活する権利
- (3) 安全かつ良質な公共サービスを受ける権利
- (4) 公共サービスについて合理的な選択の機会の保障
- (5) 情報を共有する権利
- (6) 公共サービスについての学習の機会の保障
- (7) 公共サービスの実施に関する苦情の申出と応答を受ける権利
- (8) その他公共サービスの実施に関する意見の表明

4. 地方自治体の責務

地方自治体は、公共サービスの実施又は施策の策定に関し、次の責務を有する。

- (1) 公共サービスに関わる情報の公開

- (2) 市民からの苦情対応
- (3) 2（2）に規定する公共サービスを実施する者及び公共サービスに従事する者からの苦情対応
- (4) 公共サービスを実施する者への立入検査、是正勧告、公表
- (5) 地域公共サービス市民会議からの提言等への応答
- (6) 非営利組織等による公共サービス実施の支援
- (7) 公契約に係る施策等、公共サービスの実施に従事する者の権利と労働環境の整備
- (8) 社会的価値の実現を図るための入札制度の整備
- (9) その他国又は地方自治体以外の者との調整のための必要な措置

5. 国又は地方自治体以外の者の責務

国又は地方自治体以外の者は次の責務を有する。

- (1) 実施する公共サービスに関する情報の公開（個人情報に配慮する）
- (2) 地方自治体からの是正勧告などの遵守

6. 国又は地方自治体以外の者の努力義務

国又は地方自治体以外の者は次のことに努める。

- (1) 公共サービスの実施に従事する者の権利と労働環境の整備
- (2) 社会的価値の実現のための環境の整備

7. 地域公共サービス市民会議

「1.条例の目的」の実現のために、地域公共サービス市民会議を設置する。

- (1) 市民会議は、学識経験者、公共サービスを実施する者、市民などで構成する。
- (2) 市民会議は、公共サービスに関し次の役割を担う。
 - ①公共サービスの質的充足及び量的充足度合いの調査と公表
 - ②公共サービスを実施する者間の調整
 - ③公共サービス改善のための施策に関する提言
- (3) 前項のほか、市民会議は次の役割を有する。
 - ①地方自治体が行った苦情対応の報告を受け、又は市民会議が受けた苦情に対し、地方自治体の長に改善等に関する意見を述べること
 - ②同じく、公共サービスを実施する者に対する改善を地方自治体の長に促すこと
 - ③公共サービスを実施する者に対する必要な財政支援等を地方自治体の長に促すこと
 - ④地方自治体の長の諮問に対する答申